

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

## 東北（宮城）国民年金 事案 1846

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から44年3月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和43年8月頃に、国民年金の加入手続をA県B市役所で行った。申立期間①については、国民年金保険料をB市C地区の郵便局で納付していた。申立期間②については、国民年金保険料を3か月ごとに、D県E市のF金融機関（当時）で納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合わせて12か月と比較的短期間である上、申立期間①について、申立人が所持している国民年金手帳に昭和44年5月15日発行と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認できるところ、加入手続が行われた時点で申立期間①の国民年金保険料は過年度納付が可能であった。

また、申立人は申立期間②の国民年金保険料をD県E市の金融機関で納付したと申し立てしているところ、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人に係る氏名変更及びA県B市からD県E市に転居した際の住所変更の手続が昭和48年11月22日に行われていることが確認できることから、当該期間に係る国民年金保険料の現年度納付書はE市で交付されたと考えられ、保険料の現年度納付が可能であった。

さらに、E市の過年度納付記録簿によれば、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和44年度以降の国民年金の加入期間については、申立期間②を除いて60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失

するまで国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料納付意識の高さがうかがわれ、納付可能な申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3278

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年12月1日から22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、13年12月から14年6月までは36万円、同年7月から18年5月までは34万円、同年6月から19年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から22年6月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成13年12月1日から23年7月1日まで  
年金記録を確認したところ、有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、支払われた給与と比較して大幅に低額であることが分かった。  
給与支払明細書等を提出するので、支払われた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の訂正を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成13年12月1日から23年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期

間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成13年12月1日から22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された有限会社A発行の給与支払明細書並びに同社から提出された賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、13年12月から14年6月までは36万円、同年7月から18年5月までは34万円、同年6月から19年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から22年6月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の給与支払明細書、賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成22年7月1日から23年4月1日までの期間については、前述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成23年4月1日から同年7月1日までの期間は、前述の給与支払明細書、賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から23年5月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の有限会社A（現在は、株式会社B）における申立期間②から⑧までに係る標準賞与額の記録については、平成18年7月14日は15万円、同年12月15日及び19年7月13日は16万円、同年12月14日及び20年7月15日は15万7,000円、同年12月15日は15万3,000円、21年7月15日は9万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日  
⑤ 平成19年12月14日  
⑥ 平成20年7月15日  
⑦ 平成20年12月15日  
⑧ 平成21年7月15日

私は、有限会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間中に支給されていた申立期間の賞与が年金記録に反映されていない。

申立期間の賞与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑧までについて、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る預金取引明細表によると、当該期間において、申立人が有限会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②から⑧までにおける標準賞与額については、前述の賞与明細書及び預金取引明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月14日は15万円、同年12月15日及び19年7月13日は16万円、同年12月14日及び20年7月15日は15万7,000円、同年12月15日は15万3,000円、21年7月15日は9万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②から⑧までにおいて申立人と同様に有限会社Aから賞与を支給されたとする複数の同僚についても賞与の記録が無いことから、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が所持する賞与明細書によると、申立人は有限会社Aから賞与の支払を受けていることが確認できるものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3280

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成8年9月にB株式会社（現在は、株式会社A）で採用され、C市に所在したD株式会社に出向し、E業務を担当していた。

B株式会社から株式会社Aに事業所名称が変更になった後も勤務形態等に変更は無く継続して勤務し、厚生年金保険料も継続して控除されており、平成9年1月度及び同年12月度の給与明細書並びに平成9年分給与所得の源泉徴収票を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成9年1月度及び同年12月度の給与明細書、平成9年分給与所得の源泉徴収票並びに株式会社Aにおける元取締役の証言から判断すると、申立人は申立期間において、B株式会社又は株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、上記給与明細書及び源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を株式会社Aの事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から20万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は27万1,000円、同年12月15日は30万1,000円、16年6月15日は33万5,000円、同年12月15日は40万5,000円、17年6月15日は44万1,000円、同年12月15日は39万円、18年6月15日は21万1,000円、同年12月15日は27万5,000円、19年6月15日は29万円、同年12月17日は31万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人に係る預金口座取引履歴等により、申

立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 27 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 30 万 1,000 円、16 年 6 月 15 日は 33 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 40 万 5,000 円、17 年 6 月 15 日は 44 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 39 万円、18 年 6 月 15 日は 21 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 27 万 5,000 円、19 年 6 月 15 日は 29 万円、同年 12 月 17 日は 31 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和48年10月22日からA株式会社に勤務し、49年4月1日に同社がB株式会社を立ち上げることに伴い、同社に異動し、平成10年11月まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに当時の事業主及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年2月の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、法令に基づき適正に処理を行っており、申立期間に係る保険料についても納付していると主張しているが、

これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事  
業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所  
(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺  
事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月16日

株式会社B又は株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが判明したので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、「株式会社Aの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Bから提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間において12万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 3285

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年10月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月27日から同年11月27日まで

私のA株式会社B事業所での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和45年11月27日となっているが、私が所持している「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記載されている就業年月日及び厚生年金基金の「年金給付裁定通知書」に記載されている加入員資格取得年月日は同年10月27日となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C企業年金基金の回答及び申立期間と一緒に勤務したとする同僚の証言により、申立人が申立期間にA株式会社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人を含む14人に対して昭和45年12月2日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が連番で払い出され、このうち11人の被保険者資格取得日は同年11月とされているところ、これらの同僚の後の記号番号が払い出されている申立人を含む3人の被保険者資格取得日は、当該払出簿では同年10月27日付けとされているが、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では同年11月27日付けとなっていることが確認できる。

さらに、C企業年金基金が保管するA株式会社B事業所の厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている申立人の資格取得日は昭和45年10月27日であることが確認できる上、同基金は、当該加入員資格取得届は複写式であり、社会保険事務所にも同様の書類が提出されていると推察される旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和45年10月27日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C企業年金基金が保管する上記加入員資格取得届の申立人に係る昭和45年10月27日の報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3287

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月21日から同年10月1日まで

私は、株式会社A及び株式会社C（後に、株式会社Dに社名変更）において、勤務地及び勤務形態の変更は無く継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人と同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた元同僚の所持する預金通帳、B株式会社の回答及び複数の元同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Cに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の元同僚が所持する預金通帳により、申立期間の給与は株式会社Aから継続して支給されていたことが確認できることから、申立人の給与についても同様に同社から継続して支給されていたことが推認できる上、株式会社Cは昭和58年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、本来、同日まで株式会社Aにおいて引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 58 年 7 月の記録から 17 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 株式会社は不明としているが、株式会社 A における雇用保険の離職日（昭和 58 年 7 月 20 日）の翌日が社会保険事務所（当時）の記録における資格喪失日（昭和 58 年 7 月 21 日）となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 58 年 7 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）国民年金 事案 1843（福島国民年金事案 476 及び東北（福島）  
国民年金事案 1789 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで  
② 昭和47年1月から同年3月まで  
③ 昭和50年4月から52年3月まで

昭和46年頃、夫はA業務をしており私も働いていたので収入があった。申立期間①及び②の前後の期間も国民年金保険料を納付しており、各申立期間の保険料を納付していないとは考えられず、第三者委員会の回答には納得できない。

また、昭和47年には国民年金保険料の免除申請手続をB市役所で行ったが、年金額が少なくなると聞いたので、昭和50年度から夫と一緒に保険料を納付しており、申立期間③の保険料が夫は納付済みで私が未納になっていることはあり得ない。

各申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無いこと、ii) 申立人は、自分の国民年金保険料を夫の分と併せて納付していたと主張しているものの、申立人の夫に係る特殊台帳によれば、申立期間①の保険料は未納となっていること、及び申立期間②直後に申立人と同様に申請免除とされている期間があるところ、その期間は申立人より短いなど夫の保険料を優先的に納付していたことがうかがえることから、申立人が各申立期間に係る保険料を納付したとは考えにくいこと、iii) 特殊台帳には、

昭和 45 年度及び 46 年度の摘要欄に、申立人に国民年金保険料の過年度納付書が発行された旨の「カ」が記載されており、その時点では未納期間であったことが確認できるところ、その後申立人は遡って納付したとの証言も無いことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 2 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間①及び②に係る再申立てについては、申立人から、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、第三者委員会の回答に納得できない旨主張しているが、これは年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人に対し、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会の決定に基づき平成 25 年 7 月 12 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間①及び②の再申立てに当たり、申立人は、当時は収入がありその前後の期間も国民年金保険料を納付しており、各申立期間の保険料を納付していないとは考えられない旨を主張しているが、申立人から、各申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料等の提出は無く、この主張のみをもって年金記録確認 C 地方第三者委員会及び年金記録確認 D 地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、今回、新たに申し立てられた申立期間③については、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、国民年金保険料の申請免除期間として承認されている期間であることが確認できるとともに、保険料が現年度納付又は追納された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①及び②に係る当初の年金記録確認 C 地方第三者委員会の判断の理由において、申立期間③を含めた申立人及びその夫に係る国民年金保険料の申請免除期間に差があるのは、夫の保険料を優先して納付していたことによるものと推認され、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考えにくいとされているところ、今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間③についても夫のみ保険料が納付済みになっていることはあり得ないと主張しているが、この主張のみをもって保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、申請免除の自動更新手続が実施されたのは平成 17 年 4 月からであり、申立期間当時は被保険者が年度ごとに免除申請書を提出することにより免除が行われていたことから、申立期間③については免除申請を行ったことを申立人が了知していたものと推認される上、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（青森）国民年金 事案 1844

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から7年1月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から7年1月まで

私は、A町役場の職員から60歳以降も国民年金に加入できることを聞いたため、60歳になった平成4年\*月に同役場で国民年金の高齢任意加入手続を行い、申立期間に係る付加保険料を含めた国民年金保険料を同役場から送付された納付書に添えて同役場内に設置された金融機関窓口で毎月の納期限までに納付した。

申立期間を付加保険料を含めた国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によれば、申立人は60歳到達により平成4年\*月\*日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失した後、7年2月1日に高齢任意加入被保険者資格を取得しており、申立期間は未加入期間となっていることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、高齢任意加入の申出日が国民年金被保険者の資格取得日となることから、当該申出が行われた平成7年2月時点において申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の高齢任意加入被保険者資格に係る記録は、資格取得日から2週間後の平成7年2月14日に入力処理されたことが確認でき、同被保険者資格の取得に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立期間は 37 か月に及び、これだけの期間の事務処理を金融機関及び行政が続けて誤るとは考えにくい。

その上、申立期間に係る国民年金保険料を負担していたとする申立人の夫は既に死亡している上、申立期間当時、申立人と同居していた親族から聴取しても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が付加保険料を含む申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1845

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から49年9月まで

私は、社宅の隣人に国民年金の加入を勧められ、夫と相談の上、昭和39年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、毎月、B金融機関で納付書に現金を添えて納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年7月18日にC市で払い出されていることが確認できるとともに、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人は同年10月1日に新規で国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対し、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、申立人の国民年金の加入手続は同年10月1日に行われたものと推認される。これらのことを踏まえると、当該加入手続が行われる前の申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人に係るC市及びD町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる上、申立期間は119か月であり、これだけの長期間の記録管理を金融機関及び行政が続けて誤るとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3281（宮城厚生年金事案 645 及び 2720 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑥から⑪までについて、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 21 日から 31 年 10 月 21 日まで  
② 昭和 35 年 4 月 29 日から同年 5 月 4 日まで  
③ 昭和 40 年 9 月 12 日から 41 年 1 月 26 日まで  
④ 昭和 41 年 7 月 30 日から同年 10 月 16 日まで  
⑤ 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで  
⑥ 昭和 37 年 12 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで  
⑦ 昭和 38 年 8 月 2 日から 39 年 9 月 1 日まで  
⑧ 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 5 月 31 日まで  
⑨ 昭和 47 年 6 月 8 日から 48 年 1 月 1 日まで  
⑩ 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで  
⑪ 昭和 54 年 4 月 13 日から 55 年 1 月 1 日まで

申立期間①から⑤までについては、船員保険の被保険者期間とされていないが、船員保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

申立期間⑥については、船員手帳に給料 20,000 円と記載されているので、当該期間の標準報酬月額を 2 万円に訂正してほしい。

申立期間⑦については、船員手帳に給料 40,000 円と記載されているが、オンライン記録の標準報酬月額と一致していないので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間⑧から⑪までについては、確定申告書及び源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から

算出される社会保険料額より高くなっているため、当該期間の標準報酬月額を控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の株式会社Aに係る申立てについては、i) 申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和30年11月24日、雇止事由 病気」の記載があるほか、船員保険被保険者名簿に、被保険者資格喪失後の継続療養給付を受給していることを示す「喪失後受給」の記録があること、ii) 上記名簿では、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いこと、iii) 申立人は、陸上での作業に従事していたとしているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無く、厚生年金保険被保険者であったとは考え難いこと、iv) 申立人が当時船長であったとする者は、「申立人と一緒に乗り組んでいたが、申立人の乗船期間、陸上勤務の期間及び保険料控除については分からない。」としていることなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時。以下「B委員会」という。）の決定に基づき、平成21年4月2日付け及び24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間②のC株式会社に係る申立てについては、i) 同社の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立期間に係る届出、保険料の控除及び納付の状況については不明である。」旨回答していること、ii) 同僚に照会したところ、回答のあった3人のうちの2人は、昭和35年当時、船舶Dに申立人と一緒に乗り組んでいたが、申立人の乗船期間及び船員保険料の控除については不明であるとし、ほかの1人は申立人について覚えていないとしており、申立人の当時の勤務状況及び船員保険料の控除等について確認することができないこと、iii) 申立人の当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既にB委員会の決定に基づき、平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間③及び④のE株式会社に係る申立てについては、i) 申立人が保管する船員手帳に、「雇止年月日 昭和40年9月8日、雇止事由 病気」、「雇入年月日 昭和41年1月26日」及び「雇止年月日 昭和

41年7月25日、雇止事由「病気」の記載があるほか、船員保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いこと、ii) 申立人は、陸上での作業に従事していたとしているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無く、厚生年金保険被保険者であったとは考え難いこと、iii) 同社の当時の事業主の子は、「事業主であった父は既に死亡し、現在は事業を行っておらず、関係書類も一切残っていないので、当時の状況は分からない。」旨回答していることなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既にB委員会の決定に基づき、平成21年4月2日付け及び24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間⑤のF株式会社に係る申立てについては、i) 申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和47年5月8日、備考 本人の申出に依る」の記載があること、ii) 同社から発行された申立人に係る在籍証明書により、申立人が昭和47年5月31日まで船舶Gに乗り組み、同年6月8日から船舶Hに乗り組んでいたとされていること、iii) 申立人の同僚は、「私は、昭和46年3月から53年8月まで、申立人と同じ船に乗っていたが、申立人の申立期間に係る乗船年月日については分からない。私の船員手帳の雇用期間と船員保険の被保険者記録は一致しており、47年5月8日から同年11月4日までは船員手帳に記録が無く、乗り組んでいなかったのかもしれない。」旨回答していることなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既にB委員会の決定に基づき、平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間⑦については、E株式会社における標準報酬月額の変動について申し立てているが、i) 同社の当時の事業主の子は、「現在は事業を行っておらず、関係書類も一切残っていないので、報酬月額等については分からない。」旨回答していること、ii) 当該期間について、申立人に係る船員保険被保険者名簿の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況は認められないことなどから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既にB委員会の決定に基づき、平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間⑧から⑩までについては、F株式会社における標準報酬月額  
の相違について申し立てているが、i) 同社では、「当時の書類が残っ  
ていないので、標準報酬月額等については分からない。」旨回答してい  
ること、ii) 申立人が保管する同社の歩合金計算書又は歩合金精算書の  
20 枚については、合計支給額及び船員保険料控除額の記載はあるが、  
昭和 44 年 10 月 21 日の日付のある 1 枚を除き支給年月の記載が無く、  
20 枚全てに保険料の控除対象となった期間の記載も無いことから、当  
該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した船員保険料と  
歩合金計算書又は歩合金精算書に記載された船員保険料控除額とを照合  
した結果、20 枚のうち 10 枚はオンライン記録の標準報酬月額に見合う  
船員保険料と一致し、残りの 10 枚もおおむね一致していることが確認  
できること、iii) 固定給と歩合給の両方を受給する船員の船員保険に係  
る標準報酬月額は、一般に前年の水揚げ高に係る売上げに基づく歩合給  
や固定給等を基に計算されているため、当該歩合金計算書又は歩合金精  
算書に記載された歩合給や固定給の支給総額を基に計算されているもの  
とは考え難く、また、申立人が保管する同社に係る源泉徴収票及び確定  
申告書に記載されている保険料控除額についても、当該源泉徴収票記載  
の支払金額及び確定申告書記載の給与に対応しているとは考え難いこと  
などから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事  
業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由  
として、既にB委員会の決定に基づき、平成 24 年 5 月 11 日付けで年金  
記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、これまでの審議結果に納得できないとして、再申立  
てを行っているほか、新たに、申立期間⑥及び⑩の標準報酬月額の記録  
に納得できないことについて申し立てている。

しかしながら、申立期間①の株式会社Aに係る申立てについては、今  
回、申立人は、新たな資料として、船員保険料を控除していた記憶があ  
る旨を事業主が追記した在籍証明書を提出しているが、同社は、前々回  
及び前回の申立時の照会に対し、「申立期間に係る給与明細等の書類は、  
商法上の 10 年の保存年限を超過しているため焼却処分しており、残っ  
ていない。」と回答しているほか、今回、在籍証明書に追記している件  
についても、「書類は何も残っていない。船員保険に加入していた者か  
らは保険料を控除していたので記入した。」と回答しており、申立人の  
当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除等につながる新たな証言  
を得ることはできず、当該証明書がB委員会の当初の決定を変更すべき  
新たな事情とは認められない。

申立期間②のC株式会社に係る申立てについては、今回、申立人は、  
当時通信長であったとする元同僚が、申立期間は申立人と一緒に乗船し

ていた旨の新たな証言をしているとしているが、当該同僚は、既に前回申立時の照会に対して回答しており、今回の照会に対しても、「一緒に同じ船舶に乗っていたことは間違いないが、時期は覚えていない。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除等につながる新たな証言を得ることはできず、当該同僚の証言がB委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間③及び④のE株式会社に係る申立てについては、今回、申立人は、新たな資料として、当時の事業主の子が作成した在籍証明書を提出しているが、同証明書には、「昭和38年8月2日から昭和43年1月20日まで在籍していたことを証明致します。」と記載されているところ、当該事業主の子は、既に前々回及び前回の照会に対し、「当時の事業主であった父は既に死亡し、現在は事業を行っておらず、当時の関係書類も一切残っていないので、当時の状況は分からない。」と回答しているほか、在籍証明書についても、「書類は何も残っていないが、申立人から在籍証明書が送られてきたので申立人のためになるならと思い記入した。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除等につながる新たな証言を得ることはできず、当該証明書がB委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間⑤のF株式会社に係る申立てについては、申立人から新たな事情や資料の提出は行われず、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、申立期間①から⑤までについては、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑦のE株式会社における標準報酬月額相違の申立てについては、今回、申立人は、新たな資料として、当時の事業主の子が作成した在籍証明書を提出しているが、申立人から提出された在籍証明書には、「昭和38年8月2日から20等級で標準報酬額2万円が13ヶ月間、昭和39年8月まで、当時、甲板員で標準報酬額2万2,000円と聞き、当社ではその様な保険料支払い申告は絶対ありえないです。」と記載されているところ、当該事業主の子は、既に前回の照会に対し、「現在は事業を行っておらず、当時の関係書類も一切残っていないので、標準報酬月額等については覚えていない。」と回答しているほか、今回の申立時の在籍証明書についても、「書類は何も残っていないが、申立人から在籍証明書が送られてきたので申立人のためになるならと思い、年

月日を記入し押印した。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び船員保険料の控除額につながる新たな証言を得ることはできず、当該証明書がB委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

申立期間⑧から⑩までのF株式会社における標準報酬月額相違の申立てについては、申立人から新たな事情や資料の提出は行われず、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、申立期間⑦から⑩までについては、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、B委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 今回、新たに申立てのあった申立期間⑥については、有限会社Iにおける当該期間に係る標準報酬月額について、申立人は、オンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額は1万2,000円であるが、船員手帳に給料20,000円と記載されているので、標準報酬月額を2万円に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、有限会社Iは、申立人の船員保険料を納付したと回答しているものの、災害で人事記録、賃金台帳等の書類は全て流出しており残っていない旨回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び船員保険料控除額を確認することができない。

また、漁船員の標準報酬月額は、乗り組む船舶の前1年間の総水揚げ額から経費等を控除した額に基づいて算定されるが、船員手帳に記載されている給料の額は、船員法で定められた「定期的に支払う報酬のうち基本となるべき固定給」であることから、標準報酬月額と船員手帳に記載されている給料の額は、必ずしも同額とは限らない。

さらに、有限会社Iに係る船員保険被保険者名簿によると、昭和37年12月1日に被保険者資格を取得している者は、申立人を含め14人確認できるところ、資格取得時の職務は甲板員と機関員のみとなっており、標準報酬月額は全員が一律1万2,000円とされ、38年1月1日に全員が職務に応じた標準報酬月額に改定されていることが確認できる。

加えて、船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立期間⑥について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が申立期間⑥についてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 今回、新たに申立てのあった申立期間⑪については、株式会社Aにおける当該期間に係る標準報酬月額について、申立人は、オンライン記録では、当該期間に係る標準報酬月額は30万円であるが、申立人が所持する源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料（船員保険料）の額を基に検証したところ、当該期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と同額の30万円であることが認められる。

また、申立人が所持する「給料支拂明細書」に記載されている船員保険料の額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した船員保険料の額より低額であることが認められる。

さらに、船員保険被保険者名簿に記載されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立期間⑪について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑪についてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3286

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年6月初め頃まで  
私は、申立期間は、A株式会社B支社に勤務し、C業務をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA株式会社B支社の所在地は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の所在地と符合することから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A株式会社の後継事業所であるD株式会社は、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険への加入並びに給与からの厚生年金保険料の控除及び納付については不明であると回答している。

また、D株式会社は、申立期間当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことから、申立人は、試用期間中のため、厚生年金保険に未加入だったと思われると回答している。

さらに、A株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録があり、かつ所在が確認できた6人に照会を行ったところ、全員から回答があったが、申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることはできなかった上、2人は、C業務担当の者には試用期間があったとしており、そのうちE業務を担当していたとする者は、試用期間は厚生年金保険に加入していなかったと思われる旨回答している。

加えて、A株式会社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

より申立期間及びその前後（昭和30年4月から32年4月までの期間）の厚生年金保険被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3288

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 10 日

私が所持する普通預金通帳によれば、平成 17 年 8 月 10 日に有限会社 A から 15 万 6,293 円が振り込まれており、この振込みは賞与であったと記憶しているが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している普通預金通帳によると、平成 17 年 8 月 10 日に有限会社 A から 15 万 6,293 円の振込みがあったことが確認できるが、同通帳には給与又は賞与の区別の記載が無く、当該振込額が賞与であったとの確認ができない。

また、申立人は、申立期間に係る賞与支払明細書を所持していない上、有限会社 A の事業主は、申立期間当時の資料は災害により全て消失したとしており、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B 税務署から提出された申立人に係る平成 17 年分給与所得の源泉徴収票によれば、同年中の社会保険料等の金額は、オンライン記録において確認できる申立人の標準報酬月額から推計した 12 か月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計金額よりも低額であることから、申立てどおりの賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除がされていたことを確認又は推認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 3289

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで

私は、中学校卒業後、父親の知り合いの紹介で、A株式会社（現在は、株式会社B）C営業所に昭和 27 年 9 月 1 日に入社し、平成 11 年 8 月 1 日に同社の関連会社を退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された在籍期間証明書によると、申立人は、申立期間において、A株式会社C営業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Bは、当時の資料は残っておらず、社会保険料等の控除の有無については不明であるとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立人が入社した当時の身分について、臨時技術員又は技術要員と思われると回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、既に亡くなっているか所在が確認できない者を除く3人に照会したところ、具体的な回答を得られた2人は、いずれも自身がA株式会社C営業所に入社したとする時期よりも、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格取得日が1年以上後となっており、この理由について、「臨時の雇用期間は厚生年金保険に加入できなかった」、「試用期間があり、会社が社員ごとに被保険者の資格取得時期を決めていた」旨回答している。

以上のことから、申立期間当時、A株式会社C営業所では、入社してすぐに全社員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人のA株式会社C営業所に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の資格取得年月日及び厚生年金保険被保険者証の資格を初めて取得した年月日は、いずれも昭和30年12月1日となっており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 3290

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月頃から 47 年 10 月頃まで  
私は、申立期間において、A市B地区に所在したC事業所に勤務し、D業務に従事していた。当時の資料は無く、厚生年金保険料控除額の記憶も定かでないが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E国民健康保険組合の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 10 月 15 日までの期間、C事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、元事業主は、申立期間当時の資料は平成 21 年にC事業所を閉じた際に整理廃棄したため無いとしている上、同事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していないとしているところ、事業所番号等索引簿において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人が記憶する同僚について、オンライン記録において特定することができないことから、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。